

分会委員長 様

6/30県教委交渉

秋田県教職員組合

執行委員長 櫻田 憂子

「県教委交渉に向けて」アンケートに、ご協力ありがとうございました。みなさんから生の声をいただき、より具体的に交渉することができました。交渉の内容は、以下のとおりです。



【要求】 週休日等における新型コロナ感染拡大防止業務を第1号業務の対象とすること（8時間程度で7,500円手当支給）

【結果】 アンケートだけでも11校から実態が上がっていることや、多忙な中で振替が取れないことを伝え、手当支給の必要性を訴えた。岩手県ではすでに支給されていることも伝えた結果、「他県の支給状況も確認しながら検討する。」との前向きな回答を得た。

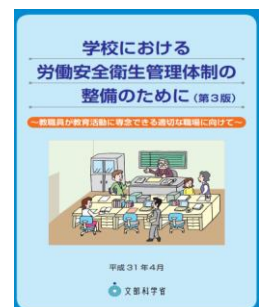
【要求】 臨時教職員の初任給基準を正規教職員と同様とすること

【結果】 昨年度の交渉の結果、今年度から①～④を初任給へ反映することができた。今回の交渉では「民間企業勤務や自宅待機についても検討する」との回答引き出した。

- ①大学院修了（専修免許の有無を問わず）②他県での公立学校での講師経験
③私立学校の正規教職員経験 ④正規の看護師の経験（養護教諭）

【要求】 各市町村に総括安全衛生委員会設置をはたらきかけること

【結果】 義務教育課長は、文科省勤務時にリーフレット「労働安全衛生体制の整備のために」の作成に携わったことから、必要性を十分理解されていた。「多忙化防止協議会」で総括安全衛生委員会の設置について取り上げること、仙北市の例を好事例として紹介するとの回答を得た。（文科省のHPからリーフレットがダウンロードできます）



なお、アンケートで声を届けていただいた「再任用者の待遇改善」と「家族看護等休暇」については、11月と1月に交渉する予定です。